

神歯国保  
jinsikokuno

# 高額療養費

## 自己負担額が変わります！

平成27年1月診療分より、高額療養費の自己負担区分が変更となります。

今までの3段階から5段階へと細分化され、より所得に応じた負担となります。

詳細につきましては、下記の「高額療養費制度の自己負担額等の見直し(新旧比較)」をご確認ください。

・高額療養費とは：

医療費の自己負担限度額が高額となった場合、一定以上額を保険で負担する制度です。

・高額療養費の申請は：

当国保組合に診療報酬明細書(レセプト)が届きましたら、該当する世帯に「高額療養費支給申請書」をお届けいたします。

届きました書類に、該当する領収書及び同一世帯に属する方全員分の所得を証明する書類を添付し、必要事項を記載の上、ご返送ください。

所得を証明する書類については、1年に1回(8月

診療分から翌年7月診療分が1年となります。)提出いただければ結構です。

所得を証明する書類は：  
○給与所得の源泉徴収票の写し

○確定申告書の控え  
(申告書B第一表、第二表の写し)

○市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写し

○市町村民税・県民税納税通知書の写し

○市町村が発行する所得の証明書  
いずれか一つを添付してください。

旧ただし書所得とは：  
旧ただし書とは、旧地方税法において市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていたもので、同法の「ただし書」規定があったことに由来しております。

「総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡

所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除し

た額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しませんが)となっており、

なお、高額療養費を決定した後の自己負担限度額につきましても、療養付加金の支給対象となります。

ので、高額療養費と一緒に指定の金融機関へお振込をさせていただきます。

療養付加金とは：  
組合員の保険給付及び家族の入院給付の自己負担分について、レセプトごとに足切り額2万5千円を差し引き、残りの額から百円未満を切り捨て還付する制度です。

また、現在「国民健康保険限度額適用認定証」をお持ちの方々につきましては、有効期限が平成26年12月31日までとなっております。

(現在はA・B・C、今後はA・イ・ウ・エ・オ)につきましても変更となりますので、お手数ですが引き続き必要な方はご連絡ください。

必要の方はご連絡ください。

必要の方はご連絡ください。

必要の方はご連絡ください。

必要の方はご連絡ください。

必要の方はご連絡ください。

### 高額療養費制度の自己負担額等の見直し(新旧比較)

区分	《平成26年12月診療分まで》		《平成27年1月診療分～》	
	所得要件	限度額	所得要件	限度額
70歳未満	上位所得	旧ただし書所得 600万円超  150,000 + (総医療費-500,000) × 1% <多数回該当：83,400>	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費-842,000) × 1% <多数回該当：140,100>
	一般	旧ただし書所得 600万円以下  80,100 + (総医療費-267,000) × 1% <多数回該当：44,400>	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	167,400 + (総医療費-558,000) × 1% <多数回該当：93,000>
	低所得	住民税非課税  35,400 <多数回該当：24,600>	旧ただし書所得 210万円以下	80,100 + (総医療費-267,000) × 1% <多数回該当：44,400>
			旧ただし書所得 210万円以下	57,600 <多数回該当：44,400>
			住民税非課税	35,400 <多数回該当：24,600>

区分	所得要件	窓口負担割合	限度額	
			外来	
現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400	80,100 + (総医療費-267,000) × 1% <多数回該当：44,400>
一般	課税所得 145万円未満(※1)	2割(※2)	12,000	44,400
低所得II	住民税非課税		8,000	24,600
低所得I	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。上記に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※2 特例措置対象被保険者の窓口負担は1割。

・同一医療機関等における自己負担では超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上の自己負担をされた場合)を合算して計算します。

・多数回該当とは、過去12ヶ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に、4回目から適用となる限度額です。

・70歳以上75歳未満の方々につきましては、限度額の変更はございません。